

平成23年8月5日より

育児休業給付制度の取扱いが一部拡充されました。

<Q&A>

育児休業給付の申請者が育児休業を申出した時点で、子の1歳の到達日を超えて育児休業を取得していた場合、1歳以降の延長給付は受給可能か？

<拡充前>

不可

<拡充後>

可能

※平成23年8月5日より
適用となります。

育児休業が下記の状態となった場合は、最長1年6ヶ月到達日の前日まで支給対象となります。

<延長給付の要件>

○子の1歳の誕生日に下記の状態となった場合

- ・市町村に対して1歳到達日前に保育所（無認可保育所除く）の入所申込みを行っており、1歳の誕生日時点において保育所に入所できない通知がなされているとき。
ただし、保育所の入所希望日が1歳の誕生日以前でなければ認められませんのでご注意ください。
- ・育児を予定していた配偶者が死亡したとき。
- ・育児を予定していた配偶者が負傷・疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により育児が出来なくなったとき。
- ・婚姻の解消等の理由で育児を予定していた配偶者が子と同居しなくなったとき。
- ・育児を予定していた配偶者が6週間以内に出産予定または産後8週間を経過しないとき。

<延長給付の手続>

○手続の期限としては、1歳到達日の前日を含む最後の支給単位期間の申請時か、そのひとつ前の期間に係る支給申請時に行ってください。

※育児休業給付制度にかかる延長給付の要件及び手続はこれまで通りですので、ご注意ください。